

学校法人植草学園研究活動上の不正行為対応細則

〔制 定 平成27年3月30日〕

〔最近改正 令和 3年9月30日〕

（目的）

第1条 この規程は、学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に基づき、学園における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止及び不正行為が発生した場合における対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「不正行為」とは、学園の教職員、学生及び学園の施設・設備・研究費等を利用する者並びにこれらを支援する者（以下「研究者等」という。）による行為のうち、次の各号に掲げるものをいう。また、不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

(1) 研究上の不正行為		
	ア 捏造	存在しないデータ，研究結果等を作成する行為
	イ 改ざん	研究資料，機器又は過程を変更する操作を行いデータ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為
	ウ 盗用	他の研究者のアイディア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為
(2) その他の不正行為		
	ア 不適切なオーサiership	研究論文の著者リストにおいて，著者としての資格を有しない者を挙げ，又は著者としての資格を有する者を除外する行為
	イ 不適切な投稿又は出版	同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
(3)	人権等の侵害 研究活動に協力する者又は研究活動の対象となる者の人権，プライバシーその他の権利利益を侵害する行為	
(4)	不適切な研究費使用等 法令又は研究費を配分した機関（以下「配分機関」という。）が定める規則等及び学園の規程等に違反して研究費（競争的資金等以外の研究費を含む。）を不正に使用又は受給する行為	
(5)	その他学園の教職員として，行動規範に著しく反する行為	

（遵守事項）

第3条 研究者等は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を研究成果の発表から次表に掲げる期間適切に保管・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

名 称	保管・管理期間
実験・観察記録ノート、実験データなどの研究資料	10年
試料・標本などの有体物	5年

注）保管・管理期間は、相当の理由がある場合は、理事長の承認を得て個別に変更することができる。

（最高責任者）

第4条 理事長は、この規程に定める不正があった場合の調査及び認定に関する最高責任者であり、必要に応じて研究者に対して、公的研究費の支出を停止するとともに、その配分機関に当該公的研究費の全額又は一部の返還を指示することができる。

（通報窓口）

第5条 不正行為の未然防止及び不正があった場合に適切な措置を行うこと等を目的とし、不正行為に関する相談・通報を受け付ける窓口（以下「不正行為相談・通報窓口」という。）を置く。

- 2 不正行為相談・通報窓口は、法令担当室（学園事務局法人本部課）とする。
- 3 不正行為相談・通報窓口は、相談があった事項について、速やかに理事長に報告する。

（告発等相談・通報の方法）

第6条 告発等相談は、書面（ファクシミリ、電子メールを含む。）、電話、面談により行うものとする。

- 2 告発等相談は、原則として顕名により行うものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループの名称
 - (2) 不正行為の態様その他事案の内容
 - (3) 研究上の不正行為の場合には科学的合理的理由

- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じて顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができるものとする。

（通報窓口の公表）

第7条 通報窓口に関する方法その他必要な事項をホームページ等に公表する。

（予備調査）

第8条 理事長は、相談・通報の内容に関する調査又は相談・通報によらずに顕在化した不正行為の疑義案件の調査を行うにあたり、必要に応じて予備調査委員会を置くことができる。

- 2 予備調査委員会は、相談・通報の受付又は疑義案件が顕在化した日から原則として30日以内にその合理性を確認し、予備調査の概要、本調査の実施の有無について、理事

長に報告しなければならない。本調査を行う場合は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省にもその旨報告するものとする。

3 予備調査委員会は、被通報者の所属する学部・学科の長を委員長として、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事のうちから理事長が指名する者 1名
- (2) 委員長が、学長の承認を得て指名する者 若干名
- (3) その他理事長が必要と認めた者 若干名

4 予備調査委員会は、予備調査の実施にあたっては、相談・通報者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(予備調査結果及び調査実施可否の通知)

第9条 理事長は、相談・通報による予備調査の結果、調査を行わないと判断した場合は、相談・通報者に対し、予備調査の結果及び調査を行わないことを通知するものとする。この場合、予備調査委員会は、予備調査の資料等を保存し、開示請求があった場合はこれに応じなければならない。

(調査委員会の設置)

第10条 理事長は、前条の予備調査の結果に基づき、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会（以下「委員会」という。）を設置して調査しなければならない。

2 委員会は、予備調査委員会委員長を委員長として、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 被通報者の所属する学長
- (2) 委員長が指名する教員 若干名
- (3) 学外の有識者 若干名
- (4) その他理事長が必要と認めた者 若干名

3 前項第3号の委員には、当該通報に関わる専門知識を有する者、及び法律の知識を有する者で本学に属さない第三者（以下「学外委員」という。）を含めなければならない。

4 全ての調査委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 第2項第3号の委員の合計数は、全委員数の2分の1以上でなければならない。

6 調査委員会が必要と認める場合は、委員会委員以外の者に調査委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

7 理事長は、調査委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に公表するものとする。

8 前項に対し、告発者及び被告発者は、公表された日から10日以内に、書面により異議申立てをすることができる。

9 異議申立てがあった場合、理事長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

10 調査委員会は、調査の実施にあたっては、告発者及び被告発者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

11 調査委員会は、被告発者に説明又は弁明の機会を与えなければならない。

12 調査委員会委員は、自らが関係する調査案件の処理に関与することができない。

(調査・審議)

第11条 調査委員会は次の各号に掲げる調査を実施するものとする。

- (1) 不正の有無及び不正の内容
- (2) 不正使用に関与した者及びその関与の程度
- (3) 不適切な研究費使用の場合その不正使用の相当額等
- (4) その他必要となる事項の調査

2 調査委員会は、調査を開始したことを告発者に通知するものとする。

(不正行為の認定等)

第12条 委員会は設置から150日以内に、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、次の各号に掲げる調査結果をまとめ、速やかに理事長に報告するものとする。証拠の説明力は委員会の判断に委ねられるが、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。また、被通報者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

(1) 不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者（以下「被認定者」という。）とその関与の度合、不正行為と認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(2) 不正行為が行われなかったと認定した場合は、告発等が被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや本学に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づくものであるか否かについて

2 理事長は、調査案件が、公的研究費による競争的資金を受けている研究の場合は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(調査結果の通知)

第13条 前条の規定により報告を受けた理事長は、当該調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被認定者に文書で通知するものとする。

2 理事長は、相談・通報の受付又は疑義案件が顕在化した日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

3 前項について、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

4 前項について、調査の終了前であっても、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省から求めがあった場合は、当該調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。

5 前項について、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省から求めがあった場合は、当該調査に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じる。

(不服申立て)

第14条 被認定者は、前条に規定する通知があった日の翌日から起算して30日以内に、

理事長に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 前項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てに準用する。
- 3 被認定者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(不服申立ての審査)

第15条 前条の不服申立ての審査は委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、理事長の判断により、委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

- 2 委員会（前項ただし書きの場合は、委員会に代わる者）は、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、理事長に報告するものとする。
- 3 前項の規定による報告を受けた理事長は、再調査の実施の有無を速やかに決定し、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(再調査)

第16条 理事長は、不服申立てが妥当であると判断した場合は、再調査・再審議を行う。

- 2 再調査・再審議は、第8条及び第9条に定める調査・審議の手続きを準用する。
- 3 前項において、理事長は、委員会委員に係る異議、第17条に係る異議が妥当であると判断した場合は、異議の妥当性に応じて調査・審議を行う者の交代、追加、又は除外を行う。

(調査結果の公表)

第17条 理事長は、不正行為が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表しなければならない。

- 2 前項に規定する公表の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 経緯・概要
 - (2) 調査体制及び調査内容
 - (3) 調査の結果（不正行為等の内容、関与した研究者の氏名等）
 - (4) 本学が行った措置
 - (5) 不正行為等の発生要因及び再発防止策

(不正行為等への処置)

第18条 理事長は、不正行為が行われたと認定した場合は、被認定者に対し、ただちに当該不正行為に係る研究に対する資金の使用中止を命ずることができる。

- 2 理事長は、被認定者に対し、学校法人植草学園職員就業規程に基づき、必要な処分を行い、不正行為と認定した論文等の取り下げを勧告することができる。
- 3 前項の規定は、告発等が悪意に基づくものと認定された告発者について準用する。
- 4 理事長は、被認定者が取引業者であるとき又は取引業者を含むときは、学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程に基づき必要な処分を行うものとする。

(調査中における一時措置)

第19条 理事長は、第12条の規定により、本調査を行うことが決まった後、委員会の

調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究に対する資金の支出を停止することができる。

(告発者及び被告発者の保護)

第20条 理事長は、告発者及び被告発者の氏名等並びに告発等の内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。

2 理事長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等したことを理由に、告発者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対し、懲戒処分等不利益な取扱いを行ってはならない。

(啓発活動)

第21条 理事長は、不正行為の防止のため、学部・学科長を研究倫理教育責任者として、研究活動に関わる教職員等への研究倫理教育を定期的を実施する。

(事務)

第22条 この規程に関する事務は、学園事務局総務課で行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則(平成27年3月30日理事会承認)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月24日理事会承認)
この規程は、平成29年2月24日から施行する。

附 則(平成29年11月24日理事会承認)
この規程は、平成29年11月24日から施行する。

附 則(令和3年9月30日理事会議決)
この規程は、令和3年9月30日から施行する。